

## 平成30年第1回宮古島市農業委員会総会議事日程

1) 会議の日時 平成30年1月16日 火曜日 14時

会議の場所 上野庁舎 1階大会議室

2) 出席状況 農業委員 17名 推進委員 20名 (欠席1名)

3) 議決の事項

日程第1 議事録署名員の指名について

9番 松岡日出雄 10番 砂川寛裕

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(利用権貸借)

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について  
(所有権移転)

日程第5 議案第4号 農用地利用配分計画案に関する意見について

日程第6 議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第7 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第7号 非農地証明交付申請の承認について

日程第9 議案第8号 その他

## 平成30年第1回宮古島市農業委員会総会 会議録

1. 開催日時 平成30年1月16日 火曜日 14時から16時20分
2. 開催場所 上野庁舎 1階大会議室
3. 出席委員 (37人)
4. 欠席委員 (1人)

議席	氏名	役職	出欠	議席	氏名	役職	出欠
1	砂川 栄徳		○	11	喜屋武 隆		○
2	久保 弘美		○	12	奥浜 健		○
3	野崎 達男		○	13	田名 和彦		○
4	玉元 正助		○	14	仲里 敏夫		○
5	荷川取 広明		○	15	仲里 長造		○
6	國仲 和男		○	16	砂川 明寛		○
7	長濱 国博	職務代理	○	17	芳山 辰巳	会長	○
8	川満 里志		○				
9	松岡 日出雄		○				
10	砂川 寛裕		○				

地区	氏名	出欠	地区	氏名	出欠	地区	氏名	出欠
平1	大浦 敏光	○	城3	下地 堅士朗	○	上1	砂川 明有	○
平2	与那覇 盛徳	○	城4	砂川 玄光	○	上2	下地 博和	○
平3	池間 邦敏	○	城5	新城 光治	○	上3	友利 博明	○
平4	宮平 浩幸	○	城6	友利 広隆	○	伊1	長濱 吉和	○
平5	渡真利 寿	○	下1	砂川 佳弘	○	伊2	前泊 芳男	○
城1	瑞慶覧 健一	○	下2	上地 邦彦	○	伊3	仲地 正彦	○
城2	新城 明行	○	下3	前里 孝清	○	伊4	島尻 勝信	欠

### 5. 議事録署名委員

議長 芳山 辰巳  
9番委員 松岡 日出雄      10番委員 砂川 寛裕

### 6. 職務のために出席した者の氏名

局長 下地 明      次長 上地 寿男      農地係長 川満 邦弘  
主任主事 伊良部 哉      主任主事 上原 みち子

開 会 14時  
閉 会 16時20分

## 7. 会議の概要

平成30年1月16日

開会 14:00

議長 ただ今から、平成30年第1回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。  
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議長 それでは、日程第1議事録署名人及び会議書記の指名ですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名人を、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、9番：松岡日出雄委員、10番：砂川寛裕委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部哉氏を指名いたします。

議長 それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は13件でございます。  
まず、受付番号1番から13番までの説明をいたします。

**【議案第1号、受付番号1番から13番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

受付番号1番から13番までは、議案書9ページから21ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

2番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、森林組合事務所東隣に位置しており、牧草がきれいに刈り取られている状態でした。  
パート3人を雇用し5人で従事する予定です。ブルトラや耕運機等必要な農用機械は揃っており、以前から野菜の栽培も行っているので技術面でも特に問題ないと思います。取得後は、モリंगा栽培とヤギ牧場をする予定です。周辺はさとうきび畑が広がっていました。

3番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、福嶺小中学校裏手にある宿泊施設裏に位置し、基盤整備も済んでいます。申請人はこれまでもさとうきび、野菜、マンゴー栽培等に従事していますが、取得後はさとうきびを植える予定です。夫婦で頑張っており、農業経営の規模拡大を図る予定です。

12番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、城辺友利集落から福里集落向け約500メートル、右手に「ティダファームたらま」の大きなビニールハウスがあり、その南側約100メートルに位置します。現在はカブ出しの

さとうきびがあり、譲渡人が収穫した後に取得する予定です。基盤整備も終わっています。

- 15番委員 受付番号4番から5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
4番の申請地は、狩俣線狩俣集落向け、島尻集落入口反対側の基盤整備された農地内に位置し、面積が小さいため集約したいとのことで今回の申請となりました。
- 5番の申請地は、狩俣線狩俣集落向け、修道院手前左側の農道約100メートル奥に位置し、現在は牧草地でした。基盤整備はされておりません。申請人は畜産経営をしており、採草地の規模拡大を図る予定です。
- 平良1区 受付番号6番から7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 6番の申請地は、平良下崎集落から砂山向け、成川集落向け道路を約50メートル越えたところに位置し、今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。現在は別の方が小作中です。取得後は農業経営の規模拡大を図る予定です。ブルトラやトラクターなどの農業機械も保有しています。
- 7番の申請地は、狩俣線狩俣集落向け、宮古特別支援学校手前交差点を南静園向け約300メートル左手に位置しています。ブルトラや耕運機、動噴等を所有しています。農業経営の開始とありますが、数年前から小作をしており、さとうきびの栽培・収穫の経験もあります。今回は妻の名義での購入ということで農業経営の開始となっています。周辺は基盤整備も済みでさとうきび畑が広がっていました。
- 城辺1区 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 申請地は、城辺保良の「海宝館」の道を隔てた西側に位置します。現在は9月頃に植え付けされたさとうきびがありました。譲受人はUターン者で2、3年前に移住し兼業で農業を開始し、農機具等は親戚から借りて使用しています。
- 城辺2区 受付番号9番から10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 9番と10番の申請地は、城辺吉野集落から一周道路へ抜ける出口西側に位置します。9番、10番の譲渡人は親子で、相続により農地を譲り受けましたが農業をする状況にないため売買の相談があった案件です。農業機械等は親から借りて使用する予定です。
- 上野1区 受付番号11番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 申請地は、平良一新里線、豊原市営団地から堆肥センター向け約200メートルの交差点角に位置します。譲受人の所有地が隣にありますが、一面だけ道路に面した細長い農地ですが、今回購入することで二面道路に面した使い勝手のいい農地になります。
- 伊良部1区 受付番号12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 申請地は、譲受人の義兄の所有地です。基盤整備も済みで譲受人所有の農地と隣接しています。家族経営で従事していますが、現在は公務員であり退職後に専念する予定です。周辺も基盤整備済みで、一部牧草地がありますが、ほとんどさとうきび畑でした。
- 伊良部3区 受付番号13番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 申請地は、伊良部国仲線、国仲橋北側に位置します。現在農作物の植え付け等はありませんでした。周辺はさとうきび畑や民家が広がっていました。農業機械等は親から借りて使用する予定です。
- 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から13番までについて、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は2件でございます。  
まず、受付番号14番から15番までの説明をいたします。  
**【議案第1号、受付番号14番から15番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**  
受付番号14番から15番までは、議案書22ページから23ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

15番委員 受付番号14番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、島尻の通称「バタラス線」を学校向けと反対に曲がり約200メートル、牛舎の二つ隣に位置し、現在は牧草地となっています。こちらは受付番号5番と関連します。

城辺1区 受付番号15番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 申請地は、受付番号8番の申請地隣に位置し、農業経営の規模拡大を図るため購入したいということです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号14番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は8件でございます。  
まず、受付番号16番から23番までの説明をいたします。  
**【議案第1号、受付番号16番から23番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**  
受付番号16番から23番までは、議案書24ページから31ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号16番から23番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。  
次に日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は7件でございます。  
まず、受付番号1番から7番までの説明をいたします。

**【議案第2号、受付番号1番から7番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

平良2区 受付番号1番から2番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 1番の申請地は、高野集落公民館南東約300メートルに4、5軒ほど民家があり、その南側にある養豚場南に位置します。現在はさとうきびが植えられていました。

2番の申請地は、養豚場東側約100メートルに位置し、こちらもさとうきびが植えられていました。周辺農地はさとうきび畑やマンゴーハウスがありました。

平良3区 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地（西添道973-2）は、宮古島市クリーンセンター東側約150メートルに位置し、現在は今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。地主が収穫後に、借受人が春植えの準備に入る予定です。（尻川原202）は大和井の信号から漁港向け約150メートル右手の鉄塔下に位置します。家族経営で頑張っており、ブルトラや動噴等も所有しています。

平良4区 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 申請地は、地盛公民館西側約300メートルに位置し、現在は来期収穫予定のさとうきびのカブが植えられていました。長年さとうきび栽培や施設野菜栽培に従事しており技術的にも問題ありません。

城辺1区 受付番号5番から6番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 5番の申請地は、一周道路を東平安名崎向け約500メートルの交差点を右折、次の交差点を右折し約200メートルに位置し、現在はほ場整備も完了し今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。収穫後に借り受ける予定です。

6番の申請地は、城辺小学校前の信号を南向け約500メートル行った交差点側に位置します。現在は休耕地になっており草が生い茂っている状態です。借受人は島野菜栽培を行っており、

借り受け後は島らっきょうを中心に頑張りたいとのことです。

事務局 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、先ほど説明した資料のとおりです。この後の農地利用配分計画の案件で詳しく説明いたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

中間管理機構 受付番号6番について少し補足説明をお願いします。  
まず、この借手側は所有農地がないため、貸手側は中間管理機構に貸付を行いたいとの申出でした。受付番号5番の案件で利用権設定後に手続きを進める予定でしたが、今回両方の案件が挙がっており、なぜそういう事になったのかいきさつがよく分かりませんので説明を求めます。

事務局 受付番号5番と6番の案件は、借手の平良さんが貸手の根間さん、川満さんとの利用権設定ですが、5番は賃料無料の使用貸借、6番は賃貸借となっています。事前に中間管理機構に確認するようにとのことでしたので、担当者に確認したところ、農業委員会の機構集積終了後に進めますとの事でしたので今回事案として挙げております。

議長 休憩します。

休憩 14:49

再開 14:53

議長 再開します。

事務局 今回2件の申請がありましたが、借手の平良さんは新規就農で所有農地が無く、まず下限面積の50アールを満たすため使用貸借するというので受付番号5番のみを今回の案件にしたいと思えます。受付番号6番については取り下げて、次回の総会で中間管理機構の案件として挙げたいと思えますのでよろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことです。日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について」を議題としますが、3番：野崎達男委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席をお願いします。

それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地利用集積計画(所有権移転)は18件でございます。  
まず、受付番号1番から18番までの朗読説明をいたします。

**【議案第3号、受付番号1番から18番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

- 12番委員 受付番号1番から3番について、現地調査の結果を報告いたします。
- 1番の農地の所在は、城辺友利、イムギャー公園から保良向け約1.5キロメートルに位置し、現在はさとうきびの収穫中でした。
- 2番の農地の所在は、イムギャー公園から保良向け右手に漁港を見て左折、集落向け約400メートルに位置し、現在はさとうきびが植えられていました。
- 3番の農地の所在は、イムギャー公園から集落向け坂道を上って約600メートルに位置し、現在は葉たばこの植え付け準備中でした。取得後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

城辺3区 受付番号4番から8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 4番の農地の所在は、城辺小学校前の信号から東向け約200メートルの交差点を右折、約600メートルに位置し、現在はさとうきびの収穫中でした。取得後は葉たばこ栽培をする予定です。

5番の農地の所在は、城辺上区公民館東約200メートルに位置し、現在はさとうきびのカブ出しがされてきました。

6番の農地の所在は、受付番号5番の農地の道路を挟んで隣接しています。現在は土地改良の最中でした。取得後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

7番の農地の所在は、城辺下北集落センター北側に位置し、現在は土地改良の最中でした。作物の植え付け等はまだ何も無い状態でした。20年以上の農業経験があり問題ないと思います。

8番の農地の所在は、受付番号7番の農地と隣接しており、関連しています。

城辺4区 受付番号9番から12番について、現地調査の結果を報告いたします。  
推進委員 9番の農地の所在は、城辺下北公民館北西約300メートルに位置し、現在は草地として使用されています。土地改良予定地であり、集積し規模拡大を図る予定です。

10番の農地の所在は、城辺下北公民館東北約200メートルに位置し、現在は耕作放棄地ですが、土地改良予定地になっておりトラクター等で耕運すればすぐに使える状態でした。土地改良が始まるまではそのように使用する予定です。

11番の農地の所在は、城辺根間津交差点信号を北向け約150メートル、東向け約50メートルに位置し、7年前に土地改良も済んで4筆を1区画に集積しております。長年借り受けて耕作してきましたが、今回購入することになりさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

12番の農地の所在は、城辺下北農村型団地東側に位置し、土地改良も済んで2筆を1区画として使用しており、今期収穫予定のさとうきびが植えられていました。農業経営の後継者として夫婦で頑張っております。

城辺6区 受付番号13番から16番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 13番の農地の所在は、城辺下北農村型団地西側交差点を下南向け約300メートル左手に位置しています。

14番の農地の所在は、城辺下北農村型団地南側約100メートルに位置しています。いずれもさとうきびが植えられており、適切に管理されていました。長年農業経験があり各種農業機械等も所有しており、取得後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

15番の農地の所在は、城辺下北公民館北東約200メートルに位置し、現在は土地改良の最中でした。長年農業経験があり各種農業機械等も所有しており、取得後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

16番の農地の所在は、こちらも城辺下北公民館北東約200メートルに位置し、現在は土地改良の最中でした。長年農業経験があり各種農業機械等も所有しており、取得後はさとうきび栽培の規模拡大を図る予定です。

下地1区 受付番号17番から18番について、現地調査の結果を報告いたします。

推進委員 17番の農地の所在は、下地川満、最終処分場東側約400メートルに位置し、現在はさとうきびの夏植えがされていました。

18番の農地の所在は、上野線沿い介護施設「こころ」から平良向け約200メートル南に位置し、半分は裸地、半分は収穫前のさとうきびがありました。取得後は野菜栽培をする予定です。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。3番委員の入室・着席を認めます。

次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題としますが、下地3区：前里孝清推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席をお願いします。

それでは改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農用地利用配分計画案は1件でございます。  
受付番号1番について説明します。

**【議案第4号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。下地3区推進委員の入室・着席を認めます。

議長 休憩します。

休憩 15:19

再開 15:30

議長 再開します。

議長 次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条第1項の規程による許可申請は1件でございます。  
まず、受付番号1番について説明をいたします。

**【議案第5号、受付番号1番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

5番委員 現地調査の状況の前に現地調査の結果を発表いたします。今総会に付託される許可申請の現場調査を平成30年1月12日に行いました。調査員は5番私、荷川取広明、6番國仲和男委員と芳山辰巳会長、事務局から、上地寿男次長、伊良部哉主任主事、上原みち子主任主事の6人で行いました。

始めに9時50分から10時まで事務局にて調査内容の説明を受け、4条1件、5条9件、非農地証明10件、計20件の現地調査を10時10分から14時40分まで行い、14時50分から15時まで調査内容の整理を行いました。調査の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。それでは、4条申請、5条申請、非農地証明願の順に説明いたします。

それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。

現場の状況、申請地は市立久松中学校グラウンド近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

15番委員 申請書5：被害防除等の概要の部分に、雨水は自然浸透としますとありますが現場の状況はどうなっていますか。

事務局 雨水ですので自然浸透でも十分対応可能であると判断しました。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第6議案第5号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条第1項の規程による許可申請は9件でございます。  
まず、受付番号1番から9番までの説明をいたします。

**【議案第7号、受付番号1番から9番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上、計画書の内容は、議案書の許可基準適合表のとおり農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。  
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明をお願いします。

5番委員 それでは、受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地はファミリーマート東仲宗根店近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たんの第3種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は東小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 参考資料11ページの航空写真によると、この場所はほとんど分筆されています。申請地の両サイド(693-18、693-24)にまだ住宅建築がなされていませんが、申請はあるのか、連たんという意味で問題がないのかどうか説明をお願いします。

事務局 申請地隣の(693-18)については、以前に許可が下りています。連たんという意味はほとんど繋がっているということです。航空写真の黄色の線で囲んである部分は、10ha未満なので第1種農地には該当せず、宅地や原野等で分断されていますがまだ農地も残っているため第3種農地にも該当しません。連たん近接はだんだん宅地化してきているということです、こちらは第2種農地の判断となります。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は下地来間集落内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地等に囲まれた連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

3番委員 連たん近接の第2種農地ということですが、参考資料17ページの航空写真によると、分断要因がほぼ住宅です。第2種農地の判断でいいのかどうか説明をお願いします。

事務局 この案件の判断については、事務局としても相当悩みました。来間小中学校側からだと確かに連たんとも見ることができますが、反対側からだと農地の広がりもあります。今回は2種農地の判断をしましたが、委員のおっしゃるとおり見方によっては判断が変わる可能性もありますので、県の担当者と調整したいと思います。

3番委員 大きな視野での判断も大事だと思いますが、このような状況の場合3種農地であるという思い切った判断も必要だと思います。今後調査を行う担当委員の皆さんにも提示したほうが良いと考えますがいかがですか。

事務局 おっしゃるとおりだと思います。例えば農業委員会側が3種農地の判断で進達しても、県側で2種農地の判断になった場合は再調査をしなければなりません。ですので確実に許可が下りるための判断をしなければとの思いもあります。しかしこのような案件の場合、3種農地判断で進達して、その後は県の判断に委ねるというのも一つの手段だと思いますので、今後はその方向で努力していきたいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は市立久松中学校グラウンド近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり。農地の区分、10ha以上の一団の農地に囲まれた集落接続の第1種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は伊良部大橋から長山港向け約600メートル海側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、雑種地、原野等に囲まれた10ha未満のその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は伊良部大橋の伊良部側付け根に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし。農地の区分、原野等に囲まれた10ha未満のその他第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は東小学校近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、原野等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は久松漁港近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり。農地の区分、宅地、公園、原野等に囲まれた10ha未満の連たん近接の第2種農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

5番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
現場の状況、申請地は旧千代田カントリークラブレストラン近くに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし。農地の区分、農用地区域内の農地と判断いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

10番委員 参考資料70ページの航空写真を見ると遊休地状態ですが、登記簿上はほとんど畑となっています。利用権設定の期間は2年とありますが、2年後には更地に原状回復して返還するということがよろしいですか。

事務局 参考資料75ページの契約書には、一時利用終了後は賃借開始前の状態に復旧して返還するとあります。現時点では遊休地ですので、原状回復としては更地にするという考え方になるかと思えます。しかし畑として使用できる状態で返還するということが条件での許可になりますので、返還時には畑として復元するという確約書を契約書とは別に提出してもらいました。

10番委員 では2年後には現在の広大な遊休地が畑として復元されるということですね。業者の方にも念を押して、必ず復元の確認をしていただきたいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第7議案第6号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。  
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の非農地証明願は10件でございます。  
まず、受付番号1番から10番までの説明をいたします。

**【議案第8号、受付番号1番から10番朗読説明、内容省略、別紙議案書参照】**

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号1番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、城辺砂川地区花切集落に位置し、宅地等と隣接していて大木等が生い茂り農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号2番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、JAおきなわ家畜市場の近くに位置し、周囲一帯が原野で農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号3番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、北海岸沿いの一周道路沿いにある大福牧場牛舎近くに位置し、隣接地は鉾山で農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。(農地台帳：原野)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号4番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、下地地区の県営川満団地から久松地区に向かう海岸線の間あたりに位置し、基盤整備事業地区から除外されており、地質は岩盤が多く農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号5番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部長山港から伊良部向け約200メートルの海側に位置し、申請地を含む一帯が原野化しており農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号6番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部大橋から長山港向け約1キロメートルにある宿泊施設「紺碧ザ・ヴィラオールスイート」の向かいに位置し、原野等に囲まれており農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。(B分類)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

7番委員 非農地の申し立て内容ですが、相続人全員が島外在住のため耕作できなかったとありますが、その文言は適切ではないと思います。それなら他の人に耕作させることもできたのではないかという誤解を与えかねません。私も現場を見て、実際に岩盤が多く農地として利用できない事は確認していますので、文言の修正をお願いします。

事務局 長濱委員のおっしゃるとおりです。ただ、申請段階で申し立て内容の文言の指導はできませんので、申請人の申し立て通りになっています。総会で指摘があったことを伝えて、文言の修正をするようお願いしたいと思います。

議長 ほかに質疑があればこれを許します。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号7番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部製糖工場東側約200メートルに位置し、原野等に囲まれており農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号8番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部製糖工場東側約200メートルに位置し、原野等に囲まれており農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号9番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部製糖工場東側約200メートルに位置し、原野等に囲まれており農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明をお願いいたします。

6番委員 受付番号10番について、現地調査の結果を報告いたします。  
申請地は、伊良部製糖工場東側約200メートルに位置し、原野等に囲まれており農地としての利用は困難と思われることから非農地相当であると判断しました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

《異議なしの声あり》

議長 ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。  
日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議案・報告の審議は全て終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員及び推進委員からご発言があれば挙手でお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条(委員の発言)

(発言なしの声あり)

議長 発言がないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 それでは、以上をもちまして、平成30年第1回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。  
ありがとうございました。

閉会 16:20

平成30年1月16日

会 長 芳 山 辰 巳

9 番委員 松 岡 日出雄

10 番委員 砂 川 寛 裕